

2025 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書

三重県立看護大学

2026 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



I 三重県立看護大学の概要

1 大学名、キャンパス所在地

三重県立看護大学（設置者：公立大学法人三重県立看護大学）

2 学部等の構成 ※2025年5月1日現在

【学部】

看護学部 看護学科

【研究科】

看護学研究科(修士課程) 看護学専攻

3 学生数及び教職員数 ※2025年5月1日現在

【学生数】 学部 409 名、研究科 27 名

【教職員数】 教員 50 名、職員 22 名(事務局 21 名、地域交流センター1 名)

4 大学の理念・目的等

三重県立看護大学は、看護学部看護学科の1学部1学科の大学として1997年に開学した。2001年には、看護学研究科修士課程を設置している。また、2009年に公立大学法人三重県立看護大学による設置に移行している。

大学の教育理念を「崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、先進的な知識と技術を教授することにより、人々がより良く生き、より良く生を終えるために、人々の生涯を通じての看護ニーズに応え得る能力を養う。これとともに看護実践に関する総合的な能力を養い、もって社会の幅広い分野において、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成を目指す。さらに、看護学の進歩と独自の学問体系の確立に寄与できる将来の看護教育者及び研究者を育成する。」としている。

大学の目的は、学則第1条に「教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、広く知識を教授するとともに、看護学に関する専門的知識及び技術を教授研究することにより、豊かな人間性と幅広い視野を基盤とした看護学に関する総合的な能力を具えた人材を育成し、もって社会の幅広い分野において、人々の保健、医療及び福祉の向上に寄与すること」と定めている。

大学院の目的は、大学院学則第1条に「崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、学際的で広範な視点から看護学の学識を教授研究し、卓越した看護実践能力及び先駆的な研究能力を持つ人材を育成し、もって県民の健康で豊かな生活の創造と看護学の発展に寄与すること」と定めている。

Ⅱ 評価結果

1 認証評価結果

三重県立看護大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

三重県立看護大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準1、基準2、基準3のそれぞれを満たし、大学としてふさわしい教育研究活動を行っている。

以下に、三重県立看護大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を示す。

【優れた点】

- 三重県で生活する人々の営みや多様な生活の場を理解するための知識や技術を学ぶことを目的に、2022年度から学部必修科目「三重を知ろうⅠ・Ⅱ」を配置し、1年次の地域実習や病院実習、2年次の地域との連携・協働によるフィールドワークを通じて地域特性の理解を深めることで、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成に取り組んでいる。
- 授業改善を目的に、2000年度から「学生による授業評価アンケート」、2003年度からピアレビューの「教員相互による授業点検評価」を実施しており、2016年度からはこれらの結果を踏まえて授業担当教員が「授業改善等報告書」を作成し学内 Web サイト上で学生及び教職員に公開することで継続的な授業改善に取り組み、さらに2020年度から「学修成果アンケート」、2021年度から大学院の「学修成果ルーブリック評価」を実施する等、学修成果の把握に基づくカリキュラム改善につなげている。
- 大学と医療機関における看護教育及び看護研究の活性化を図るため、県内医療機関の看護職員を1年間助手として受け入れ、学生の実習指導等を担当しながら職員自身の研究活動を行う人事交流制度を2013年度から実施し、臨床経験の大学教育への活用や臨地実習指導における連携強化等につなげている。

【改善を要する点】

- 大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学修成果の評価の在り方を明示することが求められる。
- 学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を明示することが求められる。

【今後の進展が望まれる点】

- 学部及び大学院の成績評価については、学修到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学修者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。
- 学部及び大学院の成績評価の異議申し立て制度については、学修者本位の観点から、成績確認の状況把握を含め、組織的なプロセスとすることが望まれる。

3 基準ごとの評価

■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、三重県立看護大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等のほか、メディアコミュニケーションセンター、地域交流センターを教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。

ロ 教育研究実施組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究実施組織に関し、大学の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。

ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。授業科目は、教養・基礎科目群、専門支持科目群、専門科目群、総合科目群で構成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、13の教育研究分野で構成し、修士論文コース、臨地教育者コース、専門看護師(CNS)コースを設置し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示し、それらに従って成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

学修者本位の観点から、学部及び大学院の成績評価については、学修到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、到達目標を考慮した成績評価基準とすること、学部及び大学院の成績評価の異議申し立て制度については、成績確認の状況把握を含め、組織的なプロセスとすることが望まれる。

ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。図書館の2階には、開学15周年を記念して2012年に開館した看護専門の附属看護博物館を併設し、看護の歴史の中で使用されてきた器具や教科書等の資料を約1,400点所蔵している。展示物は2年に一度更新し、無料開放している。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

学部及び大学院の運営に必要な業務を行うため専属の教員又は事務職員等を置く組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。また、学生支援に関することについては、学生の厚生補導、課外教育活動、健康管理、進路相談等に関する事項を所掌する学生委員会を設置しているほか、チューター制度による学生の修学・生活等についての個別相談・指導・助言等を行っている。さらに、担当職員1名が常駐する健康管理室を設置し、学校医、カウンセラー、チューター等と連携して学生の健康相談対応を行う等、適切に対応を行っている。

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、大学院のカリキュラム・ポリシーについては、学修成果の評価の在り方を明示すること、学部及び大学院のアドミッション・ポリシーについては、多様な学生を評価できるような入学選抜の在り方を明示することが求められる。

学部では、カリキュラム検討小委員会において、ディプロマ・ポリシーの達成度を確認するために毎年度実施する「学修成果アンケート」や「学修成果に関する調査」、カリキュラム完成年度に教員を対象に実施する「カリキュラムに関するアンケート調査」の結果を踏まえ、カリキュラムの点検・評価を行っている。大学院では、研究科教学小委員会において、ディプロマ・ポリシー達成度を確認するために年 2 回実施する「学修成果ルーブリック評価」の結果を踏まえ、カリキュラムの点検・評価を行っている。これらの取組みにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保を図っている。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Web サイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。広報については、2024 年度に広報業務を強化するため事務局内に広報チームを設置し、2025 年度には、広報業務の組織内での位置づけの明確化及び取組みのさらなる強化を図るため、広報チームに代えて企画広報課を設置している。Web サイトについては、メディアコミュニケーションセンターが統括し、企画広報課が運営管理を担当している。

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、全学的な自己点検・評価の実施主体として学長を委員長とする自己点検評価委員会を置いている。同委員会は、各委員会・部門に対して「年度計画管理表」を用いた業務実績報告と自己評価を指示している。同表の提出後には、自己点検評価委員会が各委員会の長と課題や改善方針について意見交換を行い、その内容等を踏まえて妥当性を検証し、各委員会等に対して改善指示を行う仕組みとしている。

また、自己点検評価委員会と同一の構成員で構成する企画運営会議を毎月開催し、各委員会で検証した取組みの実施状況等を把握・検討し、必要に応じて各部門に改善指示を行うとともに、事案に応じて教授会において審議・報告を行い、教授会終了後に全教員に周知している。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。

リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。

ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項、特に ICT 環境の整備、継続的な研究成果の創出のための環境整備について、適切に対応を行っている。ICT 環境については、メディアコミュニケーションセンターが統括する情報センターが学内情報基盤の運用及び環境整備推進の中心的な役割を担っている。

■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、自己点検評価委員会を全学的な自己点検活動の責任主体として置いたうえで、教育改善に係る点検評価については学部長及び研究科長が所掌し、3つのポリシー等の教学マネジメントについては、学部は教務委員会、大学院は研究科教学小委員会が所掌し、自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果を踏まえて、自己点検評価委員会と課題や改善方針について意見交換し、同委員会からの改善指示に基づき教育改善等に取り組んでいる。また、毎月開催する企画運営会議において、取組みの進捗状況や各種調査結果を報告することで、全学として早期に課題を把握し、改善につなげる仕組みとしている。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「学修成果アンケート等を活用したカリキュラム改善【学修成果】」

学修成果がディプロマ・ポリシーに達しているかを可視化するため、教務委員会の下部組織であるカリキュラム検討小委員会が中心となって、「学修成果アンケート」及び「学修成果に関する調査」を実施している。「学修成果アンケート」は進級時及び卒業時の学生による自己評価として2020年度から、「学修成果に関する調査」は卒後1年を経た県内就職者の上司からの評価として2019年度から実施しており、結果は同小委員会が分析したうえで、教務委員会及び教授会に報告している。

これらの結果は、教員を対象に実施している「カリキュラムに関するアンケート調査」とあわせて、カリキュラムの点検・評価に活用し、カリキュラムの改善につなげている。2020年度には指定規則改正を受けてカリキュラムの点検・評価を行い、社会情勢や多様性を踏まえて様々な立場の人と協働できる能力、地域ニーズに応じた支援ができる能力、また地域包括ケアの視点や自ら探求し問題解決に取り組む姿勢等を養うカリキュラムの構築の必要性を共有し、教務委員会、教授会、教育研究審議会での審議を経て、2022年度にカリキュラムを改正している。また、「学修成果アンケート」の結果をもとに、2017年度カリキュラムと2022年度カリキュラムにおける学生のディプロマ・ポリシーの達成度を比較・分析している。

以上の学部における取組みに加え、大学院においても、ディプロマ・ポリシーの達成状況を確認するため、学生が自身の達成度を自己評価する「学修成果ルーブリック評価」を実施している。2021年度の試行を経て2022年度から年2回実施しており、結果は研究科教学小委員会が取りまとめ、研究科委員会に報告する体制としている。

これらの取組みにより、学修成果を把握しカリキュラム改善につなげている点は高く評価できる。

・No.2「学生による授業評価及び教員相互の授業点検評価に基づく授業改善」

授業改善を目的として、FD委員会が中心となり、「授業評価アンケート」を2000年度から実施している。同アンケートは科目の性格に応じて設問を設定しており、結果は学期ごとにとりまとめ、FD委員会を経て教授会に報告するとともに、自由記載の回答は授業担当教員にフィードバックしている。

また、2003年度からは、ピアレビューである「教員相互の授業点検評価」を年1回実施している。授業担当教員ごとに評価者となる教員1名を選出し、授業の方法や内容等を点検・評価している。

さらに、2016年度からは、これらの評価結果の活用と学生への公表を目的として、「授業改善等報告書」を導入している。授業担当教員は年度末に各評価結果を参考に同報告書を作成し、FD委員会が取りまとめ、教授会に報告するとともに学内Webサイトで公表している。また、同報告書の内容に基づく授業改善の状況は、翌年度の「授業評価アンケート」の結果により確認できる仕組みを整えている。

大学院においても、「学生による授業評価」を年2回実施し、その結果を学内Webサイトで公開することで、学生及び教職員に共有している。

以上のように、学生による授業評価及び教員相互の授業点検評価の結果を組織的に活用し、継続的な

授業改善に取り組んでいる点は高く評価できる。

・No.3「外部資金獲得のための施策【研究環境整備】」

研究支援委員会及び同委員会事務局担当職員が中心となり、2011年度からは科研費獲得に向けた研修の実施、2017年度からは学内 Web サイトの「外部資金助成情報管理システム」等を活用した研究助成に係る公募情報の提供等、外部資金獲得に向けた取組みを行っている。

2020年度からは、学内における教員相互の研究支援体制を強化するため、教員の研究概要一覧を学内 Web サイトで共有し、支援を希望する教員と支援に応じる教員をマッチングする制度を導入している。

2024年度には、外部機関による科研費申請書の添削支援を試行的に実施し、7件の利用のうち2件が採択に至った。さらに、添削結果や外部資金の申請・採択状況を分析した結果、採択者の割合が上位職位の教員に偏る傾向があり、若手教員を中心に申請書作成に関する初歩的なスキルから習得する必要があることが明らかとなったことから、2025年度は、採択実績のある教員による研修会の実施や教員相互の支援体制制度の活用を通じて、若手教員の採択率向上を図ることとしている。

これらの取組みの効果については、研究支援委員会が実施するアンケートをもとに課題を抽出し、改善策を検討したうえで、企画運営会議及び教授会に報告するとともに、自己点検評価委員会との意見交換においても報告・検討し、全学として組織的に外部資金獲得に向けて取り組んでいる。

■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

・No.1「地元理解のための科目「三重を知ろう」

教育理念である「社会の幅広い分野において、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成」につなげる科目として、2022年度カリキュラムから、1年次必修「三重を知ろうⅠ」及び2年次必修「三重を知ろうⅡ」を開講している。これらの科目は、三重県で生活する人々の営みや多様な生活の場を理解するための知識・技術を学ぶことを目的としており、さらに三重県の課題や魅力への理解を通じて、県内の医療機関や行政機関への定着促進もねらいとしている。

「三重を知ろうⅠ」では、津市一身田地区でのフィールドワークや地元ボランティアガイドとの対話を行う地域実習、病院・病棟の見学や看護師の業務を観察する「シャドウイング」を行う病院実習のほか、三重県知事による講義や意見交換等を実施している。「三重を知ろうⅡ」では、学生が主体的に県内の市民活動団体等を選定し、当該団体等の協力を得てフィールドワークを実施している。2024年度は、学生の提案により津市美杉地区で「まちの保健室」を運営した事例があった。両科目においては、学修の振り返りと考察を深めるため、活動内容をグループでまとめ発表する機会を設けている。

取組みの成果については、授業評価アンケートや協力団体からの評価等を通じて、科目の目的に沿った学びの状況を分析しているほか、実施内容をWebサイトや広報誌等を通じて学外にも発信している。

以上のように、地域特性の理解を深め、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成に取り組んでいる。

・No.2「高大接続事業」

地域に貢献する看護職者の育成を目的に、メディアコミュニケーションセンター委員会の下部組織である高大接続キャリア育成ワーキンググループが中心となり、2011年度から高大接続事業を実施している。

同事業では、「看護職キャリアデザイン講座」として、教員が高校へ出向き看護職の業務内容や魅力等を講義する「出前授業」、看護職経験者の講義や在校生を交えたキャリアデザインワークショップ等を行う「一日みかんだい生」を実施している。これらの取組みにより、高校生が看護職への理解を深め、自身の進路選択について考える機会を提供している。

また、入学準備教育として、特別選抜の合格者を対象に「三重の保健医療を支える未来の看護職者育成交流会」を開催し、在学生や卒業生、県医療保健部職員による講話や、県内医療機関の看護部による個別相談等を実施している。さらに、理系2科目の自己学習とスクーリングを実施し、入学までの学修機会を提供している。これらの入学準備教育の効果については、新入生の基礎学力検査の結果を用いて確認している。

同事業については、毎年度実施している参加者のアンケートの結果を分析し、内容等の改善に取り組むとともに、成果や評価を企画運営会議及び教授会で報告し、全学的に共有している。今後は、参加者の進路やその後の進捗を把握することで効果検証を進め、地域に貢献する看護職者の育成につなげていくことが期待される。

・No.3「地域交流センター事業」

開学以来、地域に貢献する開かれた大学として、全教員が地域交流センターに所属し、同センターを中心に、県民の健康に寄与するための研究成果の還元事業や、看護職の資質向上に寄与するリカレント教育に継続的に取り組んでいる。

県民向け講座では、教員の専門性や教育・研究の成果を地域に還元する「県民のヘルスリテラシー向上支援事業」や「公開講座」を開催し、2024年度は133件の講座に4,565名が参加している。学生ボランティアが参画する取組みもあり、学生に対する学修機会の提供にもつなげている。

看護職者を対象とした講座では、「みえ保健・看護力向上支援事業」や「看護研究支援事業」等を実施し、2024年度は145件の講座に1,982名が参加している。さらに、県内病院等のニーズを踏まえ、2022年度から認定看護師教育課程(B課程)「感染管理」を開講しており、三重県の感染管理認定看護師(B課程)の登録者数は、開講前の全国28位から、2期生修了者登録時点で10位へと上昇している。

各事業については、事業後のアンケート結果等を踏まえて地域交流センター委員会において改善点等を協議し、企画運営会議及び教授会に報告することで、次年度の事業改善につなげている。また、活動報告会や年報を通じて、県民や関係団体に取り組み内容や成果等を発信している。

以上のように、全学的な体制のもと、地域への研究成果の還元やリカレント教育を継続的に推進している。

・No.4「県内医療機関との人事交流による教育研究の推進」

2005年度に医療機関職員(看護師)との人事交流を開始し、2013年度からは、大学と医療機関における看護教育と看護研究の活性化を図るため、県内医療機関の看護職員を1年間助手として受け入れる人事交流制度を設けている。同制度は、学生部長及び事務局総務課が所掌し、組織的に運用している。

同制度により受け入れた派遣職員は、講義・演習の補助や実習指導に携わり、臨地実習指導を中心に、実践能力や直近の臨地経験を活かした指導を行っている。また、派遣期間中は、自身の研究テーマについて教員から継続的な研究指導を受ける体制を整えている。

派遣終了後には、病院において実習指導等の担当となり大学の臨地教授等の称号を付与される者のほか、派遣期間中の研究テーマをさらに深め研究能力を習得するため、科目等履修生や大学院生として入学する者、助手として任用される者もいる。

以上のように、同制度を通じて、臨床経験の大学教育への活用や臨地実習指導における連携強化等につなげている。

なお、本基準の取組みのNo.1の取組みをもとに、「地元理解のための科目『三重を知ろう』」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

「三重を知ろうⅠ」及び「三重を知ろうⅡ」を受講した学生からは、三重県で暮らす人々の生活や地域の特徴に対する理解が深まり、これらに応じた看護を行うことの重要性を学ぶことができた、との発言があった。また、地域に直接足を運ぶことで、地域の魅力や課題を客観的に捉え直す契機になった、地域の特徴を踏まえた実習経験を通して新たな分野への関心が芽生えた、との意見があった。一方で、交通費の負担を理由に希望する実習先へ行けない場合がある点が課題として挙げられた。協力団体からは、学生には自分らしさを発揮しながら今後も地域での活動に挑戦してほしい、今後は団体として学生の振り返りに直接参加し、成長や感想、意見を共有したい、との意見が示された。設置自治体からは、県知事の講義等を通じて学生に三重県の魅力が伝わっていることが確認できた、との発言があった。大学からは、授業評価アンケート、ルーブリック評価、グループ発表等を通じて、学修成果の把握・可視化と学生間での学びの共有を図るとともに、当該科目の授業改善につなげていることが説明された。そのうえで、本取組みの成果を積み上げ、3・4年次の実習と連携させていくことが今後の課題として示された。その後、複数教員による組織的な運用の工夫や、学生の自主性・主体性を踏まえた指導体制等について意見交換が行われた。

全体を通じて、当該科目において地域との連携・協働によるフィールドワーク等を組織的に実施することで、看護師や保健師に必要な地域特性に対する学生の理解を促進していること、また、こうした取組みが、大学の教育理念である「社会の幅広い分野において、人々の保健・医療・福祉の向上に寄与する人材育成」に寄与していることが明らかになった。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回三重県立看護大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取り組みや教育研究の進展に向けた積極的な取り組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

4 評価のプロセス

本評価は、実施大綱に従い書面評価及び実地調査を通じて行った。1 回目の実地調査では、書面評価に基づく面談と、ステークホルダー等が参加する評価審査会を実施し、2 回目の実地調査では、1 回目の実地調査を踏まえた面談を実施した。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 27 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 25 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表